

前橋市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、財政援助団体監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年6月27日

前橋市監査委員	赤	川	常	己
同	田	子	一	夫
同	横	山	勝	彦
同	小	林	岩	男

内 監

平成28年6月27日

前 橋 市 長 山 本 龍 様

前橋市議会議長 長 沼 順 一 様

前橋市監査委員

赤 川 常 己

同

田 子 一 夫

同

横 山 勝 彦

同

小 林 岩 男

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により、財政援助団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告いたします。

## 財政援助団体監査結果報告書

### 1 監査対象団体

本市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体（財政援助団体）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

前橋市消防団	(所管課：消防局総務課)
ようこそまえばしを進める会	(所管課：観光振興課)

### 2 監査期間

平成28年5月10日から同年6月24日まで

### 3 監査対象

平成27年度における当該団体への財政的援助に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて平成28年度も対象としました。

### 4 監査方法

あらかじめ提出を求めた補助対象事業等に関する監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

(団体関係)

- ・補助対象事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ・補助金等に係る収支の会計経理及び出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。

(所管課関係)

- ・補助金額の算定、交付方法、時期及び交付手続き等は適正か。
- ・実績報告書等により補助金の効果及び条件の履行の確認が行われているか。
- ・補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 5 監査結果

財政的援助に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、下記の記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各団体及び市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 前橋市消防団（指摘事項 3件）

ア 交付金の使途について（指摘事項）

支出したことを証明する証拠書類において、対象経費以外である各種訓練や歳末特別警戒の出動時に要する経費などに交付金を充当しているものがあつた。また、維持管理費から支出すべき点検時に要した経費を団員運営費から支出するなど、配分された費目の目的どおりに支出していないものがあつた。

消防団運営交付金の取扱いに関する要領にのっとり交付金の充当先は、対象経費のみとするとともに、配分された費目の目的に沿った支出となるように改善されたい。

イ 交付金の管理について（指摘事項）

現金出納を記録した経理簿と収入支出報告書において、収入支出額の記載誤りや資金残高の計算誤りなどにより、翌年度繰越額が正しいか疑義が生じるものがあつた。また、一部の消防団において、交付金を通帳ではなく現金のまま管理していた。

交付金の管理については、通帳で行うとともに各帳簿の整合性を図るよう改善されたい。

ウ 内部統制の強化について（指摘事項）

収入支出報告書に記載してある会計検査報告書において、同一の団員が監査を実施する監事職と交付金の出納を管理する会計職を行っているものがあつた。また、経理簿において、手書きではなくパソコンで作成されているため、支出の都度、執行責任者の確認を受けているか疑義が生じるものがあつた。

出納事務については、事故防止や不正防止の観点から、複数人で確認するとともに、消防団運営交付金の取扱いに関する要領にのっとり支出の都度、執行責任者の決裁を受けるなど、内部統制の徹底を図るよう改善されたい。

(2) 消防局総務課（指摘事項 1件、要望事項 1件）

ア 女性消防隊運営費の取扱いについて（指摘事項）

現在、女性消防隊運営費を消防団運営交付金から交付をしているが、その交付額や対象経費などについて何ら定めなく交付しており、その使途も女性消防隊の運営において、真に必要かどうか疑義が生じるものがあつた。

適正な交付金の執行とするため、女性消防隊運営費に係る取扱いを速やかに定めるよう改善されたい。

イ 消防団運営交付金の運用について（要望事項）

(ア) 消防団運営交付金の取扱いに関する要領の見直しについて

消防団運営交付金は団本部、各方面団、各分団、各部に加え各女性消防隊へ交付しているが、団本部と一部の部、一部の女性消防隊において、次年度への繰越金が多いものがあつた。また、運営費と車両維持管理費の全てを飲食代に充てている部があるなど消防団運営交付金の取扱いに関する要領で規定する交付金の配分基礎額が適正かどうか疑義が生じる状況であつた。

適正な交付金の運用や実態に合った配分基礎額の算定を行うため、当該年度に限った消防団運営交付金の取扱いに関する要領を毎年制定するなど、適宜見直しを図るよう検討されたい。

(イ) 消防団への指導徹底について

各消防団における交付金の使途や管理方法において、交付金を対象経費以外に充当しているもの、出納事務におけるチェック体制や資金残高の管理が適正に行われているか疑義が生じるものが見受けられたが、市所管課としてその状況を把握せず、各消防団に対して改善に向けた指導などを行っていなかった。

適正な交付金の運用がされているか市所管課としてチェック体制を強化するとともに、各消防団に対して、交付金の使途や管理方法について、より一層指導の徹底を図られたい。

(3) ようこそまえばしを進める会（要望事項 2件）

ア 自主財源の確保について（要望事項）

会の収支状況において、収入に対する市補助金の割合は、繰越金を除いて8割を超えており、市への依存度が高い状況であった。

グルメマップ作成に伴う広告料等の自主財源を確保する取り組みを積極的に行い、自立性の向上に努められたい。

イ 会計規則等の整備について（要望事項）

会の出納事務において、出納簿は作成されているが、出納保管責任者による定期的な検査や会長による確認を行っていなかった。また、広告料が締切日までに収入されていないもの、事業実施に当たり事務手続が統一されていないものなどが見受けられた。

出納事務の適正化を図るため、事務処理の指針となる会計規則等の整備について検討されたい。

(4) 観光振興課

ようこそまえばしを進める会への補助金交付事務に関して、指摘及び要望する事項はなかった。